

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和3年  
8月3日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………一  
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（二件）（厚政課）……………三  
保安林指定の解除（宇部市）（森林整備課）……………三  
公有水面の埋立ての免許（港湾課）……………三
- 公告  
山口県労働委員会の委員の任命（労働政策課）……………五  
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………五
- 公安委公告  
契約の締結……………五



### 山口県告示第二百二十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年八月三日から同月二十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び田布施町民福祉課において公衆の縦覧に供する。

令和三年八月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 関西触媒化学株式会社  
住 所 堺市堺区柏木町一丁目三番一三号
- 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 関西触媒化学株式会社山口工場  
所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷三四〇番地
- 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 ( $m^3$ /分)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 一日当た りの使用 時間
二七ーヌ	一〇	令和三、 九、一	令和三、 二、三〇	令和四、 一、一	連続 九時間 変動なし

備考 「二七ーヌ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

排水口	排水		出水		水の汚染状態		状態の値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )											
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大												
		水素イオン濃度 (水素指数)			化学的酸素要求量 (mg/l)			浮遊物質量 (mg/l)												

五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

種別	二次排水処理施設		一次排水処理施設		項目		汚水の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )											
	処理後	処理前	処理後	処理前	通常	最大	通常	最大												
					水素イオン濃度 (水素指数)			化学的酸素要求量 (mg/l)												

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種別	構造	能力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の要	工事着手予定 (年月日)	工事完成予定 (年月日)	使用開始予定 (年月日)
二次排水処理施設	鉄筋コンクリート	二八一	中和・凝集沈殿	連続	八時間	概季節的変動なし	(既)		
		三三〇	ろ過・吸着		二四時間				

四 汚水等の処理施設に関する事項 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種別	汚水等の汚染状態の値		浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通常	最大			
二七ノヌ	九・七七	一一・八	六六	一〇〇	六二
			検出せず	五	六一
				検出せず	一〇〇
				検出せず	〇・〇五
					〇・〇八
					〇・二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

No. 1
排 水 口
七
八・五〇七
六
九
六・四
一〇
〇・三
二
二
〇・〇七
〇・〇七
一四〇
一八〇

山口県告示第二百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年八月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
-----------------------	------------------------	----------------	------------	-----------	-------

一般社団法人 徳山薬剤師会	周南市孝田町 七番一号	平成薬局	周南市孝田町 七番一号	居宅療 養管理 指導	平成三〇、 三、一三
------------------	----------------	------	----------------	------------------	---------------

山口県告示第二百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年八月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
-----------------------	------------------------	----------------	------------	-----------	-------

一般社団法人 徳山薬剤師会	周南市孝田町 七番一号	平成薬局	周南市孝田町 七番一号	介護予 防居宅 療養管 理指導	平成三〇、 三、一三
------------------	----------------	------	----------------	--------------------------	---------------

山口県告示第二百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和三年八月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
宇部市大字小野字下舂淵二三九六四の二、二三九六四の三、二三九六五の二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

山口県告示第二百四十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和三年八月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 埋立区域  
(一) 位置  
大島郡周防大島町大字伊保田字両源田一〇〇八の一から同大字雨振東一一〇〇九の三までに沿接する県道油田港線地先公有水面
- (二) 区域  
次の1の地点から33の地点までを順次結んだ線及び1の地点と33の地点を結ぶ令和二年秋分の満潮位（D.L. + 三・一七メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域
- 1の地点 大島郡周防大島町大字伊保田字雨振の雨振四等三角点（北緯三三度五六分三四・五〇七秒東経一三三度二七分三二・八四四秒）（以下「基準点」という。）から二八度三一分五八秒三五一・〇六メートルの地点
- 2の地点 1の地点から二九三度五七分〇三秒二・四五メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一九度二七分二七秒三・六一メートルの地点
- 4の地点 3の地点から九度五六分五七秒四・〇一メートルの地点
- 5の地点 4の地点から五度三八分〇五秒四・七七メートルの地点

- 6の地点 5の地点から五度三七分五九秒一〇・〇〇メートルの地点
  - 7の地点 6の地点から五度三八分二〇秒一〇・〇〇メートルの地点
  - 8の地点 7の地点から五度三十四分五四秒一〇・二二メートルの地点
  - 9の地点 8の地点から一〇度三十三分五七秒一〇・九二メートルの地点
  - 10の地点 9の地点から二二度〇八分一四秒一二・〇五メートルの地点
  - 11の地点 10の地点から三八度五〇分二〇秒一一・七三メートルの地点
  - 12の地点 11の地点から五六度二九分五九秒一二・〇六メートルの地点
  - 13の地点 12の地点から七四度二六分五八秒一二・〇六メートルの地点
  - 14の地点 13の地点から九三度四四分五二秒一四・二三メートルの地点
  - 15の地点 14の地点から一〇七度五九分五五秒九・〇二メートルの地点
  - 16の地点 15の地点から一一五度四六分四四秒一三・八八メートルの地点
  - 17の地点 16の地点から一一七度四一分〇五秒六・八〇メートルの地点
  - 18の地点 17の地点から一一七度四〇分三四秒一一・五三メートルの地点
  - 19の地点 18の地点から一一七度二七分五八秒八・三九メートルの地点
  - 20の地点 19の地点から一一五度五三分四九秒九・七一メートルの地点
  - 21の地点 20の地点から一二二度二二分五二秒九・四八メートルの地点
  - 22の地点 21の地点から一〇七度一三分二二秒八・六九メートルの地点
  - 23の地点 22の地点から一〇〇度一九分一四秒九・七三メートルの地点
  - 24の地点 23の地点から九二度五六分〇七秒九・一六メートルの地点
  - 25の地点 24の地点から八五度四六分三〇秒九・一六メートルの地点
  - 26の地点 25の地点から七九度三〇分三三秒六・八七メートルの地点
  - 27の地点 26の地点から七二度四八分三八秒一一・六五メートルの地点
  - 28の地点 27の地点から六七度一四分四一秒九・五五メートルの地点
  - 29の地点 28の地点から六四度二一分二四秒九・七七メートルの地点
  - 30の地点 29の地点から六三度一八分一四秒一一・二九メートルの地点
  - 31の地点 30の地点から六三度一八分〇八秒八・八三メートルの地点
  - 32の地点 31の地点から六三度二二分四七秒一〇・六〇メートルの地点
  - 33の地点 32の地点から一五九度一九分五七秒一・六一メートルの地点
- (三) 面積  
二、七二二・九〇平方メートル
- 二 埋立てに関する工事の施行区域
- (一) 位置  
大島郡周防大島町大字伊保田字両源田一一〇〇七の一、一一〇〇七の三、一一〇〇八の一、一一〇〇八の三及び一一九二五、同大字字雨振東一一〇〇九の三、一一〇

- (二) 区域  
次の①の地点から⑳の地点までを順次結んだ線及び①の地点と㉑の地点を結んだ線に囲まれた区域
- ①の地点 基準点から三〇度一六分五五秒三三九・四五メートルの地点
  - ②の地点 ①の地点から二八四度一七分一四秒一三・九五メートルの地点
  - ③の地点 ②の地点から二三〇度一四分二一秒六・七四メートルの地点
  - ④の地点 ③の地点から二五五度〇五分四五秒一一三・五三メートルの地点
  - ⑤の地点 ④の地点から七度〇四分五二秒五二・一八メートルの地点
  - ⑥の地点 ⑤の地点から三五九度五二分一七秒七一・七二メートルの地点
  - ⑦の地点 ⑥の地点から一九度一三分三四秒四五・〇一メートルの地点
  - ⑧の地点 ⑦の地点から三二度二八分二秒四一・一八メートルの地点
  - ⑨の地点 ⑧の地点から四九度三八分五二秒三五・五五メートルの地点
  - ⑩の地点 ⑨の地点から五八度五四分一六秒三二・四九メートルの地点
  - ⑪の地点 ⑩の地点から七四度五二分五三秒五三・〇九メートルの地点
  - ⑫の地点 ⑪の地点から九六度〇一分三六秒六六・〇九メートルの地点
  - ⑬の地点 ⑫の地点から一二〇度一〇分五九秒六一・〇九メートルの地点
  - ⑭の地点 ⑬の地点から六三度三二分二一秒一〇〇・二一メートルの地点
  - ⑮の地点 ⑭の地点から一七三度三七分一一秒五六・九〇メートルの地点
  - ⑯の地点 ⑮の地点から一七七度二七分五七秒七四・五四メートルの地点
  - ⑰の地点 ⑯の地点から一七四度四三分一一秒一〇・七七メートルの地点
  - ⑱の地点 ⑰の地点から二八九度〇三分五八秒五・〇八メートルの地点
  - ⑲の地点 ⑱の地点から二六四度五五分五二秒一・七〇メートルの地点
  - ⑳の地点 ⑲の地点から二三九度三二分四一秒一五・四三メートルの地点
  - ㉑の地点 ⑳の地点から二二〇度四三分三七秒七・三一メートルの地点
  - ㉒の地点 ㉑の地点から二二九度五五分三二秒九・五九メートルの地点
  - ㉓の地点 ㉒の地点から二六四度〇五分三一秒一二・七八メートルの地点
  - ㉔の地点 ㉓の地点から二四七度〇九分二一秒六七・六四メートルの地点
  - ㉕の地点 ㉔の地点から二八九度二六分二一秒七七・四七メートルの地点
  - ㉖の地点 ㉕の地点から二九二度五九分一一秒一八・二一メートルの地点
  - ㉗の地点 ㉖の地点から二四三度一九分二〇秒二一・五八メートルの地点

- ⑳の地点 ㉑の地点から二〇〇度一五分四六秒四五・六〇メートルの地点
- ㉒の地点 ㉓の地点から一九九度一六分五三秒一〇・九二メートルの地点

(三) 面積  
五九、六八二・六〇平方メートル

三 埋立地の用途  
道路用地

四 免許を受けた者  
山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 村岡 嗣政

五 免許の年月日  
令和三年七月二十日



(二八六) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九条の十二第三項の規定により、  
令和三年八月一日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。

令和三年八月三日

山口県知事 村岡 嗣政

区 分 氏 名 職 名

使用者委員 阿野 徹生 山口県経営者協会専務理事

中田 敏宏 株式会社宇部興産総合サービス顧問

(二八七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和三年八月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開発区域に含まれる地域の名称

- 熊毛郡田布施町中央南
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊毛郡田布施町大字下田布施九八五番地の七  
株式会社ピアレックス



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和三年八月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

交通事故情報管理システム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年六月十五日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

サンブランドینگ株式会社 山口市阿知須四六九四番一

六 落札金額

四千六十八万二千四百円

七 入札公告日

令和三年四月三十日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

令和三年八月三日発行

最低価格

発行人

山口県知事